

【令和4年度】

島根県介護施設等集団指導

～運営指導における主な指摘事項～

島根県健康福祉部高齢者福祉課

<目次>

1. 運営指導における主な指摘事項

(1) 居宅系サービス

P.3 ~ P.6

(2) 施設系サービス

P.7 ~ P.9

2. その他（運営指導におけるお願い）

P.10 ~ P.12

1. 運営指導における主な指摘事項

(1) 居宅系サービス

(令和2～4年度実施分を主にまとめたもの)

(1) 居宅系サービス ①

(通所介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与・販売)

<指摘の多かった事項>

※指摘件数の多かったものを掲載しています。その他の指摘事項につきましては、資料編をご覧ください。

- ・重要事項説明書の記載内容が運営規程で定められている内容と一致していない。
- ・医療費控除の対象となるサービスを利用している利用者に対して、医療費控除対象額の記載された領収書を交付していない。
- ・提供するサービスについて質の評価を行っていない。また、評価は実施しているが、その結果に基づく改善の取組が実施されていない。
- ・個別サービス計画の作成にあたり、事業所としてのアセスメントが実施されていない。
(ケアプラン作成時のアセスメントをそのまま流用している)
- ・個人情報の利用の同意について、利用者およびその家族等から同意を得ることとされているが、一部利用者について、どちらか一方のみの同意しか得ていない。
- ・重要事項説明書や個人情報の利用など、利用者の同意は得ているが、同意した日付の記載がない。

(1) 居宅系サービス ②

(通所介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与・販売)

<指摘の多かった事項>

※指摘件数の多かったものを掲載しています。その他の指摘事項につきましては、資料編をご覧ください。

- ・従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成していない。特に併設する他の事業所と兼務する職員の勤務時間が明確にされていない。
- ・サービス提供体制強化加算（特定事業所加算）を算定している事業所において、届出以降も職員割合の計算を行い、算定要件を満たしていることを確認した書類を整備していない。
(加算区分に変更がないと思われる場合も確認をすること)
- ・非常災害計画の作成について、事業所の立地等を考慮した具体的な避難計画が定められていない。
(消防計画しか作成されていない、避難誘導體制が定められていない等)
- ・重要事項説明書に、第三者評価の実施状況の有無について記載されていなかった。

(1) 居宅系サービス ③

(通所介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与・販売)

<過誤調整となった事例>

- ・通所系サービスにおいて、送迎を行わなかった日があるにもかかわらず減算を行っていなかった。

※更に詳細な資料を別途用意しています。

1. 運営指導における主な指摘事項

(2) 施設系サービス

(令和2～4年度実施分を主にまとめたもの)

(2) 施設系サービス ①

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

<指摘の多かった事項>

- ・身体拘束の適正化、高齢者虐待防止、事故発生防止等の職員研修について、研修を実施したことが分かる記録の整備が十分にされていない。(資料だけの保管であり、「いつ」開催され、「誰が」参加したのか、参加出来なかった職員にはどのように研修内容を周知したか等が不明となっていた。)
- ・現在算定していない加算について、取り下げの届出がされていない。
- ・やむを得ず実施する身体拘束について、入所者の心身の状態の分析や委員会でやむを得ないと判断された理由、経緯の記録が不十分であった。
- ・日常生活継続支援加算を算定している施設において、算定要件を満たしていることを定期的を確認していない。
- ・非常災害に関する具体的な計画について、火災や地震等の個別事例に関する計画が策定されていない。
- ・重要事項説明書の記載内容が運営規程で定められている内容と一致していない。

(2) 施設系サービス ②

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

<過誤調整となった事例>

- ・看護体制加算を算定している施設において、算定要件を満たしているかどうか確認されておらず、要件を満たしていない月があった。
- ・個別機能訓練加算を算定している施設において、機能訓練指導員の配置要件を満たしていなかった。

2. その他

運営指導におけるお願い

運営指導におけるお願い

○書類の準備について

下記の書類は、運営指導当日に審査の過程で拝見させていただく場合がありますので、持ち出せるようご準備ください。

施設系サービス

(1) 各種規程

ア. 定款、就業規則、運営規程等の各種規程集

(2) 人員に関する書類

ア. 組織図、職員事務分掌表 イ. 職員勤務表 ウ. 出勤簿又はタイムカード エ. 職員の人事関係及び給与関係書類
オ. 職員履歴書、辞令控及び資格、経験が分かる書類 カ. 緊急時の連絡体制に関する記録 キ. 職員研修記録
ク. 入所者数が確認できる書類（前年度平均及び当該年度の日々の入所者数）

(3) 設備に関する書類

ア. 平面図 イ. 設備備品台帳 ウ. 医薬品に関する台帳 (エ. 診療所開設許可書)

(4) 運営に関する書類

ア. 重要事項を記載した説明文 イ. 入所申込書 ウ. 同意に関する記録 エ. 契約書 オ. 利用料の領収書控
カ. サービス提供証明書 キ. 処遇に関する記録 ク. 入浴に関する記録 ケ. 献立表 コ. 嗜好に関する調査記録
サ. 残食に関する記録 シ. 検食に関する記録 ス. 業務委託している場合委託契約書
セ. 機能訓練に関する計画書及び実施記録 ソ. 消防計画 タ. 避難訓練に関する記録 チ. 協力病院との契約書
ツ. 秘密保持に関する就業時の取り決め テ. 苦情に関する記録 ト. 地域交流に関する記録 ナ. 事故に関する記録
ニ. 会計関係書類

※法人、施設によっては該当しない文書も掲載しています。

※該当する書類を作成していない場合は、運営指導のためだけに作成される必要はありません。

※審査の状況次第では、上記に掲げていない書類の提示もお願いすることがあります。

運営指導におけるお願い

※事業所によっては該当しない文書も掲載しています。

※該当する書類を作成していない場合は、運営指導のためだけに作成される必要はありません。

※審査の状況次第では、以下に掲げていない書類の提示もお願いすることがあります。

居宅系サービス

- (1) 各種規程
 - ア. 就業規則、運営規程等の各種規程集
- (2) 設備に関する書類
 - ア. 平面図 イ. 設備備品台帳
- (3) 人員に関する書類
 - ア. 組織図、職員事務分掌表 イ. 職員勤務表 ウ. 出勤簿又はタイムカード
 - エ. 職員履歴書、辞令控及び資格、経験が分かる書類 オ. 緊急時の連絡体制に関する記録 カ. 職員研修記録
 - キ. 利用者数が確認できる書類（前年度平均及び当該年度の日々の利用者）
 - ク. 通所介護で病院等との連携をしている場合、その内容が確認できる書類（委託契約書等）
- (4) 運営に関する書類
 - ア. 重要事項説明書 イ. 契約書 ウ. 個人情報の使用に係る同意書 エ. 利用者の領収書控 オ. 利用者名簿（要介護度別）
 - カ. 利用者の実利用人数が分かる書類（要介護度別・直近のもの） キ. サービスに係る計画書及び実施記録
 - ク. サービス提供の記録（業務日誌、サービス提供票、支援経過記録等） ケ. 送迎に関する記録 コ. 入浴に関する記録
 - サ. 業務委託している場合委託契約書 シ. 消防計画及び風水害、地震等の対処計画 ス. 避難、救出等の訓練記録
 - セ. 秘密保持に関する雇用時の取り決め ソ. 苦情に関する記録 タ. 事故に関する記録
- (5) 介護報酬に関する書類
 - ア. 介護給付費明細書 イ. 介護給付費請求書 ウ. 介護給付費算定に係る体制等に関する県への届出状況が分かる書類
 - エ. 加算の算定要件を満たしていることが分かる書類（拳証資料） オ. 介護職員処遇改善加算をあてた賃金改善の状況が分かる書類
- (6) 業務管理体制に関する書類
 - ア. 法令遵守責任者の役割及びその業務内容のわかるもの
 - イ. 業務が法令に適合することを確保するための規程（事業所数20以上の法人のみ）